

令和7年12月市議会定例会議

文教福祉常任委員会資料

議案第124号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	2~3頁
議案第125号	福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件中、こども未来部所管分	4頁
議案第109号	令和7年度福島市一般会計補正予算（第4号）中、こども未来部所管分	5~8頁

こども未来部

議案第124号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件 【議案書60頁】

こども政策課・こども家庭課・幼保支援課

1 条例(一部改正)の趣旨

児童福祉法等の一部改正により、保育所等の職員による虐待の通報義務等が創設されたため、所要の改正を行う。

2 条例改正の内容

以下の条例中で引用する関係法令の条項番号の修正等

- 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【対象施設】

<改正前>

児童養護施設、
障害児入所施設、
児童相談所等



<改正後> もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業が追加(下線部)

児童養護施設、障害児入所施設、児童相談所等、保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設、幼稚園、家庭的保育事業、母子生活支援施設、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度を行う事業)、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、児童館等

【児童福祉法における虐待に関する規定】

<改正前>

	職員の通報義務	通報を受けた際の適切な権限行使	都道府県による事案の公表	国による調査・研究	国によるガイドライン等の有無
児童養護施設等職員による虐待	有	有	有	有	有
保育所等職員による虐待	無	有	無	無	有

<改正後>

児童養護施設等職員による虐待と同様の規定



市内の保育施設等の数(R7年10月時点) 229施設

認可保育所	44施設(市立11、私立33)
認定こども園	16施設(市立3、私立13)
家庭的保育事業所等	21施設(全て私立)
認可外保育施設	25施設(全て私立)
幼稚園	19施設(市立7、国立大学法人1、私立11)
母子生活支援施設	1施設(私立1)
放課後児童クラブ	98施設(全て私立)
児童館	5施設(市立3、私立2)

3 条例の施行日

この条例は、公布の日から施行する。

議案第125号 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件中、
こども未来部所管分

【議案書62頁】 幼保支援課

〔福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例〕

1 条例(一部改正)の趣旨

保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施に資するため家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例改正の内容

家庭的保育事業者等及び児童福祉施設の長は、利用開始時又は入所時の健康診断と少なくとも年2回の定期又は臨時の健康診断を行わなければならぬ。現行条例の規定には他の健康診断で代替え可能とする場合について定めがあるが、今回の改正により、次の各表の左欄の健康診査の内容が、右欄の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときにおいても同様に、当該健康診断の全部又は一部を行わないこととするもの。

福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

市が行う乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------	-----------------------------

福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

市が行う乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------	--------------------------------------

3 条例の施行日

この条例は、公布の日から施行する。

議案第109号 令和7年度福島市一般会計補正予算（第4号）

こども政策課 (単位 千円)

議案第109号 令和7年度福島市一般会計補正予算（第4号）

こども政策課

(単位 千円)

補正予算 説明書頁	款	項	目	事 業 名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支 出 金	県 支 出 金	そ の 他	一 般 財 源	
14	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	国庫・県支出金返還金	42,669				42,669	令和6年度国庫・県支出金のうち、精算に伴う超過交付分を国・県へ返還するもの。

事業内容

(単位：円)

返還する補助金等の名称		交付確定額①	受入済額②	返還金 (②-①)	主な事業概要
国庫 支 出 金 返還金	子ども・子育て支援交付金	375,579,000	379,647,000	4,068,000	放課後児童健全育成事業
	保育対策総合支援事業補助金	607,000	2,528,000	1,921,000	保育士や保育事業者等への巡回支援事業、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業
	出産子育て応援交付金	93,013,000	94,080,000	1,067,000	妊娠や出生児童の養育者に対する出産・子育て応援給付金の支給
	子ども子育て支援事業費補助金	35,142,987	39,994,000	4,851,013	児童手当制度改正
	児童手当等交付金	2,725,853,220	2,726,171,220	318,000	児童手当
	計	3,230,195,207	3,242,420,220	12,225,013	
県 支 出 金 返還金	児童手当等交付金	470,648,386	501,092,000	30,443,614	児童手当
合 計		3,700,843,593	3,743,512,220	42,668,627	

議案第109号 令和7年度福島市一般会計補正予算（第4号）

幼保企画課

(単位 千円)

補正予算 説明書頁	款	項	目	事 業 名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支 出 金	県 支 出 金	そ の 他	一 般 財 源	
15	3 民生費	2 児童 福祉費	2 児童 措置費	国庫支出金返還金	188,994				188,994	令和6年度国庫支出金のうち、精算に伴う超過交付分を国へ返還するもの。

事業内容

(単位：円)

返還する補助金等の名称		交付確定額①	受入済額②	返還金 (②-①)
国庫 支 出 金 返還金	子どものための教育・保育給付費	3,404,578,683	3,553,157,072	148,578,389
	子育てのための施設等利用給付	239,008,918	279,424,300	40,415,382
	合計	3,643,587,601	3,832,581,372	188,993,771

◆主な事業概要

保育所、認定こども園、小規模保育事業所等に対する給付費や無償化に関する費用

令和7年度 こども未来部 一般会計 人件費費目別明細(補正)

単位:千円

款	項	目	細目等	予算課	補正額	補正予算 説明書頁		
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	給与費	人事課 ※課ごとの算出は、ありません。	△ 7,730	14		
			幼児教育・保育無償化事業費	幼保企画課	2,345			
			保育士等処遇改善事業費	幼保企画課	573			
			児童福祉諸費	こども政策課	395			
			児童手当費	こども政策課	428			
			児童扶養手当費	こども政策課	637			
			母子父子自立支援員費	こども家庭課	830			
		2 児童措置費	小計①		△ 2,522	14		
			公立保育所給与費	人事課	△ 10,066			
			市立認定こども園給与費	人事課	12,335			
		3 児童福祉施設費	公立保育所会計年度任用職員費	幼保支援課	7,660	15		
			市立認定こども園会計年度任用職員費	幼保支援課	5,684			
			待機児童解消促進事業費(保育士相談)	幼保支援課	239			
			包括的支援体制整備事業費	幼保企画課	399			
			教育・保育施設安全確保推進事業費	幼保支援課	316			
			小計②		16,567			
			こども発達支援センター費		8,848			
		4 青少年育成費	こども家庭課		28	15		
			小計③		8,876			
			青少年センター費		557			
10 教育費	5 幼稚園費	1 幼稚園費	小計④		557	15		
			一般管理費	幼保支援課	2,445			
			一般管理費(特別支援教育推進事業費)	幼保支援課	165			
小計⑤				2,610		26		
合 計(①+②+③+④+⑤)				26,088				